

常任委員会の閉会中の継続審査事件について

- 1 常任委員会の継続審査事件
 - (1) 総務委員会
 - ① 入札制度について
 - (2) 福祉文教委員会
 - ① 保育行政について
 - (3) 協働環境委員会
 - ① 交流センターについて
 - ② 第2次飯塚市環境基本計画について
 - (4) 経済建設委員会
 - ① 産業振興について
 - ② 空き家対策について
- 2 調査期間 調査終了まで

【参考】

地方自治法第109条第8項

委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

会議規則第105条

委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。